

平成 28 年度 財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

(財政援助団体) 大垣市役所職員等共済会
(所 管 課) 企画部 人事課

3 監査の期間

平成 28 年 10 月 18 日から平成 29 年 2 月 9 日まで
(説明聴取日) 平成 29 年 1 月 18 日

4 対象事項

平成 27 年度分 必要に応じて過年度分

5 監査の方法

財政的援助等に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、財政援助団体及び所管課から監査資料及び関係帳簿等の提出を求め、各種規程や決算資料の確認、会計諸帳簿等との照合、関係者からの聴取等により監査を行った。

6 監査の主な着眼点

(財政援助団体)

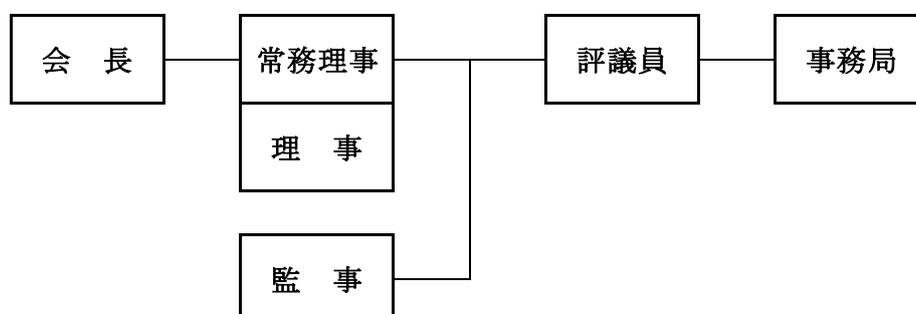
- ・ 補助金申請にかかる事務は、規則等に基づき適時に行われているか
- ・ 処務規程等の関係規程は整備されているか
- ・ 会計経理は適正に行われ、内部統制は機能しているか

(所 管 課)

- ・ 補助金の決定は法令等に適合し、手続きは適正に行われているか
- ・ 補助金交付要綱は適正に整備されているか
- ・ 補助金の履行状況及び効果について実績報告書等により確認されているか

第2 監査対象団体の概要

- 1 設立年月日 昭和29年4月1日
- 2 設立目的
地方公務員法第42条に規定する職員の厚生制度の実施
- 3 事業の内容
 - (1) 給付事業 各種祝金、見舞金等の給付
 - (2) 貸付事業 生活資金の貸付
 - (3) 福利厚生事業 健康増進等にかかる助成
市役所、市民病院の売店及び食堂の運営
- 4 組織（平成28年4月1日現在）
 - (1) 会員 3,141名
大垣市役所、大垣消防組合、大垣衛生施設組合、
大垣市社会福祉事業団、大垣市役所職員等共済会 の各職員
 - (2) 役員等
会 長： 副市長
常務理事： 企画部長
理 事： 部局長、大垣消防組合消防長、市職員組合三役（22名）
評 議 員： 各所属より選出（81名）
監 事： 会計課長、監査委員事務局長
顧 問： 市長
 - (3) 事務局 企画部 人事課（3名）



5 市との関係

(1) 市からの補助金収入 12,931,000 円

平成27年度 内訳		(単位:千円)	
区分	人間ドック 助成	共済会への 事業補助	計
市(一般会計)	514	3,695	4,209
病院事業会計	542	8,000	8,542
水道事業会計	12	-	12
大垣衛生施設組合	5	-	5
大垣消防組合	95	-	95
大垣市社会福祉事業団	68	-	68
計	1,236	11,695	12,931

(2) 補助金名称 大垣市役所職員等共済会福利厚生事業補助金

6 収支決算状況(平成27年度)

共済会会計は、一般会計と事業会計の2本立てとなっている。

一般会計は、会費収入を基に、給付事業や貸付事業を管理している。

収入は174,045千円であり、主な収入は、会費収入75,317千円、繰越金53,715千円である。市からの補助金は12,931千円である。

支出は139,746千円であり、主な支出は、給付金62,059千円、事業会計への繰出金26,327千円である。

事業会計は、市役所、市民病院の売店及び食堂の運営を管理している。

収入は341,538千円であり、主な収入は、売店事業収入270,937千円、食堂事業収入44,273千円、一般会計からの繰入金26,327千円である。

支出は341,538千円であり、主な支出は、売店事業費251,121千円、食堂事業費83,827千円である。

第3 監査の結果

監査資料及び関係書類に基づき監査をした結果、次の事項について注意・改善すべき事項が認められたので、事務処理の適正化に努められたい。

また、今後の団体運営及び市政運営にあたって留意されたい事項について意見として述べる。

1 財政援助団体（大垣市役所職員等共済会）

【指摘事項】

○ 経理事務等について

伝票の決裁もれや、補助金明細書の内訳に誤りが見受けられた。内部事務管理のチェック体制を十分に機能させるため、日常業務の管理体制の見直し、事務処理手順のマニュアル化等、内部事務管理の合規性、合理性、効率性の徹底に努められたい。

決裁区分に特に定めがなく、年度間で決裁者に違いが見受けられた。責任の所在を明確にするため、決裁区分等の処務規程を整備されたい。

備品管理において共済会会則等に規定がなく、在庫管理も曖昧であった。備品購入費で購入するものの定義を設け、備品台帳を整備し財産管理を適正に行われたい。

積立金が満期となった場合に、同額を継続更新する際の元金分について、伝票起票が行われていない。一般会計に準じ、「総計予算主義」に基づき、すべての収入、支出について伝票起票されたい。

【意見】

○ 事業会計について

共済会事業費（市役所の食堂、売店職員の人件費）は、補助対象であるが、経常的な赤字が続いている。事業会計の透明性を確保し、将来的な見通しを立て健全な運営に努められたい。

2 所管課（企画部人事課）

【指摘事項】

○ 補助金交付事務について

補助金の申請時期や添付書類（事業計画書、実績報告書等）の提出について上位規範である「大垣市補助金交付規則」に沿った交付要綱を整備し、事務を行われたい。

また、補助金を交付する所管課と、補助金を受ける共済会事務局が同一部署であるため、補助金関係書類のチェック体制が明確にされていないように見受けられた。

異なる立場であることを十分に認識し、それぞれの事務を執行するよう指導、監督も行われたい。

併せて内部事務管理において、業務の管理体制を見直し、その合規性、合理性、効率性の徹底に努められたい。

【意見】

○ 補助金額の見直しについて

交付要綱において補助金額等が定められているが、所管課として、定期的に共済会の事業内容を精査し、共済会会計の実態に即した補助金を算定されるよう努められたい。